

靖国神社秋季例大祭での首相・閣僚の真榊奉納、自民党総裁の玉串料奉納に抗議します

内閣総理大臣・自民党総裁 高市早苗様

前内閣総理大臣 石破茂様

前厚生労働大臣 福岡資麿様

前経済安全保障大臣 城内実様

私ども「政教分離の侵害を監視する全国会議」は、靖国神社の春季・秋季例大祭、また8月15日の敗戦の日ごとに、歴代の首相及び閣僚に対し、日本国憲法第20条3項「政教分離原則」を厳格に守り、参拝や真榊等の奉納を行なったことに抗議を続けて来ました。戦後80年を刻む今年2025年も秋季例大祭において石破茂内閣総理大臣（当時）は、靖国神社秋季例大祭の日10月17日に「内閣総理大臣 石破茂」の名で真榊奉納を行い、福岡資麿厚生労働大臣（当時）、城内実経済安全保障大臣（当時）も同様に同日真榊を奉納しました。憲法尊重擁護義務を負う立場にありながら、公然と「内閣総理大臣」、「国務大臣」の肩書を付して真榊奉納を行なったことは、明らかに「公的」立場での行為であり、明白な日本国憲法第20条3項の「政教分離原則」違反です。石破茂前内閣総理大臣は10月10日に戦後80年に節目として「なぜ戦争を避けられなかったか」をテーマに先の大戦に関する見解を発表されましたが、軍国主義の精神的支柱となり一切の異論を全国民から排除する大きな要因となった国家神道体制に対しては何ら言及せず、今回の首相任期最後の真榊奉納は歴史に学ぶことに対する認識の欠如を露呈しており、非常に残念なことあります。

自民党総裁として選ばれた高市早苗現内閣総理大臣もまた10月17日に靖国神社の秋季例大祭に合わせて玉串料を奉納し、同時に有村治子総務会長に高市氏の名代として靖国神社参拝を代行させました。有村氏は記者会見で「総裁の意を体して、謹んでお参りした」と述べております。内閣総理大臣就任前とは言え、公党である自由民主党の総裁という公的な立場にあっては、日本国憲法遵守の義務を負うものでありながら、玉串料の奉納や代行を立てての参拝は、特定宗教の援助・助長・促進に当たり、政教分離原則の趣旨を踏みにじる行為です。

日本国憲法に20条3項「政教分離原則」が定められたのは、国家神道体制により全国民を一律に靖国神社等に参拝させ、天皇のための戦死を最高善と教化した負の歴史の反省と再発防止の目的があります。首相や閣僚らが、こうした歴史の事実を重く受け止めず、靖国神社への真榊奉納という行為を繰り返すことは、日本政府が歴史に対して無反省であることを国内外に宣言するのに等しいことです。

私たちは首相、閣僚、および公党の総裁が、一宗教法人である靖国神社の例大祭に参拝や真榊を奉納したことを厳重に抗議し、以後、憲法第20条3項に定める「政教分離原則」規定、及び第89条の「公金の支出の禁止」規定を厳格に遵守し、同様の奉納や参拝を行わないよう強く要請します。

2025年10月29日
政教分離の侵害を監視する全国会議
代表幹事 稲正樹、木村庸五
事務局長 星出卓也

東京都西東京市柳沢2-11-13
電話・F a x 042-458-0251
sola_fide@yahoo.ne.jp